

松原市市制施行70周年記念事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務の名称

松原市市制施行70周年記念事業業務

(2) 業務の目的

令和7年2月1日(土)をもって、松原市(以下「本市」という。)が市制施行70周年を迎えるに当たり、イベント開催(※)や記念誌作成等の記念事業に係る業務を一括して事業者へ委託する。

民間事業者の客観的な視点を取り入れることにより、市民がより一層強く一体感をもって祝うことができる記念事業を展開するとともに、同年中に開催を予定している2025年日本国際博覧会(以下「大阪・関西万博」という。)の機運の高まりを本業務に活かし、この70年で培った本市の魅力を、市内のみならず市外・海外にも発信し、市内においては市民の「誇り」「愛着」の醸成、また市外・海外に対しては交流人口・関係人口の増加を図り、次の10年また未来に向けた本市の発展に繋げることを本業務の目的とする。

※イベント開催について、「記念式典」の開催は本業務に含めないものとする。

(3) 業務の内容

「松原市市制施行70周年記念事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

(5) 委託金の上限額

90,838,000円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

(内訳 令和6年度:51,667,000円以内 令和7年度:39,171,000円以内)

2. 参加事業者の構成等

本プロポーザルに参加しようとする事業者の構成及び遵守事項は次のとおりとする。

(1) 参加事業者は、単独事業者又は複数の事業者で構成される共同事業体とする。

(2) 共同事業体により参加する場合は、以下の①から⑥の事項を遵守すること。

- ① 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。
- ② 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更がないこと。
- ③ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出していること。
- ④ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- ⑤ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となっていないこと。
- ⑥ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となっていないこと。

3. 参加資格

参加事業者は、次の全ての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 松原市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 本実施要領に基づく公募型プロポーザル参加申込書の提出期限から候補者選定の日までの間に松原市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 松原市暴力団排除条例(平成24年条例第36号)で規定する暴力団等でないこと。
- (5) 仕様書に基づく業務を行うことができること。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4. スケジュール

令和6年5月24日(金)	公募型プロポーザル公表、質問受付開始、参加申込受付開始
令和6年5月31日(金)	質問受付締切
令和6年6月7日(金)	質問回答
令和6年6月24日(月)	参加申込・企画提案書等提出締切
令和6年7月1日(月)頃予定	プレゼンテーション審査
令和6年7月12日(金)頃予定	審査結果通知
令和6年7月下旬	委託契約締結

5. 質問及び回答

(1) 質問の提出方法

仕様書の内容及び企画提案書等の提出に関する参加事業者の質問は、質問票(様式6)に必要事項を記入し、下記送信先まで電子メールに添付して提出すること。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問(参加事業者名)」とし、電子メールを送信した際は、市担当者にその旨を電話連絡すること。

尚、電子メール以外での質問(電話による問い合わせ等)については回答しない。

〈送信先〉

松原市市長公室企画政策課メールアドレス：soukei@city.matsubara.osaka.jp

(2) 質問期限

令和6年5月31日(金) 午後5時

(3) 回答

提出された質問に対する回答については、令和6年6月7日(金)までに松原市ホームページに掲載するものとする。ただし、質問の内容によってプロポーザル方式による業務委託先選定に公平

性が保てないと判断した場合には回答しない。

6. 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加申込者（以下「参加申込者」という。）は、次の書類（以下「参加申込書類」という。）を正本 1 部、副本 1 部及び電子媒体（DVD-R 等）1 部提出すること。

※提出された書類等は返却しない。

※DVD-R 等にて納品する各データについては、ウイルスチェックを行ったうえで納品すること。

① プロポーザル参加申込書（様式 1-1 または様式 1-2）

※単独法人の場合は様式 1-1、共同事業体の場合は様式 1-2

② 会社概要書（様式 2）

※会社パンフレット等も添付すること。（共同事業体の場合は、代表者及び構成員全者分を添付すること）

③ 企画提案書（様式 3）

④ 企画提案資料（任意様式）

以下の項目が記載された提案資料（様式は自由で A4 横版、25 頁以内（両面印刷可）で作成することとし、図等の使用も可とする。ただし、表紙や目次は制限枚数に含まない。）

ア 本業務に対する基本方針

本業務の目的の実現において参加事業者が重要と考える点

イ 業務遂行にあたってのスケジュール等

事業全体像、業務遂行の流れ、スケジュール

変更等が生じた場合の対応策

ウ 本業務を実施するにあたっての運営体制

本業務にかかる実施体制、支援体制（社員の配置、経験年数、分担等）

エ 実績

全国における同様の類似業務の実績（発注者、発注年度、件名、概要）

オ 実施内容

別添業務委託仕様書のとおり

⑤ 見積書（様式 4）

⑥ 見積明細書（任意様式）

※共同事業体の場合は上記書類に加え、共同事業体届出書兼委任状（様式 5）及び共同事業体協定書を提出すること。

(2) 受付期限

令和6年6月24日（月） 午後 5 時

(3) 提出方法

持参または郵送（書留等確実な方法に限る）にて提出すること。

※持参の場合は平日午前 9 時～午後 5 時の間に持参すること。

郵送の場合は、令和6年6月24日（月）必着とする。

(4) 提出先

〒580-8501 大阪府松原市阿保 1 丁目 1 番 1 号

松原市役所 市長公室企画政策課

(5) 提出書類作成上の留意点

- ① 様式は A4 横版とする。ただし、A4 横版による掲載が困難な場合は A3 版折込による掲載を可能とする。(その場合は、A4 横版 2 頁分とする。)
- ② 企画提案書は専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。また、専門用語を使用するときは注釈を付すこと。
- ③ 提出された企画提案書等は返却しない。

7. 審査・選定

(1) 審査方法

本市職員からなる「松原市市制施行 70 周年記念事業プロジェクトチーム」(以下「プロジェクトチーム」という。)による審査(プレゼンテーション審査)を実施する。参加事業者が 1 者の場合も審査を行う。

(2) 審査

参加事業者によるプレゼンテーションを行い、提出された企画提案資料及びプレゼンテーションの内容について審査基準表に基づき審査する。

① 実施日・場所

令和 6 年 7 月 1 日(月)頃予定

※実施する日時、場所等については別途通知する。

② 提案時間

1 者あたり 25 分(提案時間 15 分・質疑応答 10 分)

※出席者は 1 者(共同事業者の場合も 1 者とする。)あたり 3 名までとする。また、指定する時刻までに会場外の指定場所にて待機すること。

③ 提案方法

プレゼンテーションは、提出された企画提案資料の構成の順に行うこととし、プロジェクター等を用いて説明することも可とする。

※必要な機器(PC プロジェクター等)は、参加者において準備すること。尚、スクリーンのみ本市が準備する。

④ 審査基準

別紙「松原市市制施行 70 周年記念事業業務委託審査基準表」(以下「審査基準表」という。)にて定める。

⑤ 審査方法

契約候補者の選定は、プロジェクトチームのチームメンバーが、客観的に公平かつ厳正に行うものとする。プロジェクトチームは、参加事業者からの提案を受けて参加事業者ごとに次のとおり審査し、優先交渉権者の決定を行う。

ア 審査基準表に基づき審査を実施し、総合得点(評価項目の全項目の合計点)が最高得点の者を優先交渉権者として決定する。ただし、総合得点の合計が満点の 7 割以上を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、優先交渉権者とししない。この総合得点については、最高点及び最低点をつけたチームメンバーの点数を除くものとする。

- イ 総合得点が同点の者が複数いた場合は見積金額の低い者を優先交渉権者とする。
- ウ 総合得点が同点であり、かつ、見積金額が同額の者が複数いた場合は、くじにより優先交渉権者を決定する。
- エ 総合得点の最高得点の者が契約を締結しない場合、第二位の者を優先交渉権者とする。

⑥ 選考結果の通知について

令和6年7月12日（金）頃（予定）に、全参加事業者に対し、電子メールにて最高得点の参加事業者名及びその総合得点と提案者自身の総合得点を通知するものとする。尚、採点方法・内容など結果についての一切の問い合わせは受け付けない。

8. 参加申込者の失格に関する事項

参加申込者が下記のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 実施要領に定める参加資格を満たさない場合
- (2) 実施要領に定める手続きを遵守しない場合
- (3) 提出物に虚偽の記載をした場合
- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 見積書に関し、委託上限額を超える金額を提案した場合

9. 契約

優先交渉権者から示された企画提案資料及び見積書の内容を業務委託内容の基本とし、業務仕様及び契約の詳細を協議の上、受託者を決定し、地方自治法、地方自治法施行令及び松原市契約規則に基づき業務委託契約を締結するものとする。

10. その他

- (1) 本事業を受託しようとする場合は、仕様書及び審査基準表の趣旨を理解し、提案を行うこと。
- (2) 本件に関する事項について、電話または口頭による問い合わせには一切応じない。
- (3) 提出された企画提案書等の書類の追加、修正及び変更は認めない。ただし、プレゼンテーションにおける補足説明資料の配付は認める。
- (4) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加事業者の負担とする。
- (5) 審査基準に関する質問は受け付けない。
- (6) 提出された提案書等は返却しない。
- (7) 本プロポーザルは1者の参加でも成立する。この場合、審査したうえで適当と認められる場合に限り契約候補者とする。
- (8) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的に実施するものであり、採用になった提案について、協議の上、内容及び見積金額を一部変更する場合がある。

(別紙)

松原市市制施行70周年記念事業業務委託審査基準表

評価項目		評価内容	評価対象	ウエイト	配点	評価
基本方針等	基本方針	業務の目的及び背景を理解したうえで、基本方針が提案されているか	企画提案資料ア	×1	5	
	スケジュール	業務にあたっての計画について、実現性が高く、効果的であるか	企画提案資料イ	×1	5	
	運営体制	業務を適切に進行するための担当者の数、配置、人選、経験年数が適切か	企画提案資料ウ	×1	5	
	実績	事業を適切に遂行するために必要な実績・ノウハウ等を有しているか	企画提案資料エ	×2	10	
具体的な実施内容	会議の運営支援	適切な会議の運営支援の実施方針・実施内容が計画されているか	仕様書委託業務内容(1)	×1	5	
	イベント開催	仕様書に定める実施方針を踏まえ、事業目的を実現するにあたり効果的な施策が検討されているか	仕様書委託業務内容(2)	×4	20	
	プロモーション	大阪・関西万博の機運の高まりを活かし、本市の魅力を市外・海外にも発信し、市内においては市民の「誇り」「愛着」の醸成、市外・海外に向けては、本市への誘客促進を図る戦略的なPR方法を検討できているか	仕様書委託業務内容(3)	×4	20	
	記念誌作成	仕様書に定める実施方針を踏まえ、事業目的を実現するにあたり効果的な施策が検討されているか	仕様書委託業務内容(4)	×1	5	
	自主事業の提案及び協賛金の取扱	実現性の高い取り組みが1つ以上提案されているか	仕様書委託業務内容(5)	×2	10	
	その他本事業の運営に必要な業務	計画的に会場設営され、十分な安全対策が講じられているか	仕様書委託業務内容(6)	×2	10	
見積金額	<p>下記計算式に基づき得点を算出する。</p> $\text{得点} = \text{配点}(5\text{点}) \times (\text{最低見積金額} / \text{審査対象参加事業者の見積金額})$ <p>※小数点以下切り捨て</p> <p>※失格になっていない参加者の見積額を比較するものとする</p>	様式4	—	5		
合計					100点	

評価区分

大変優れている：5点、 優れている：4点、 やや劣っている：2点、 劣っている：1点